

平成 17 年度年度計画

東 京 大 学

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

- 学部前期課程教育
 - ・ 平成 18 年度から実施される学部前期課程の新しい教育カリキュラムの実施のための詳細を策定する。教養教育と大学院先端研究との創造的連携の取組みとして「教養教育開発機構」を設置する。
 - ・ 全学の教育運営委員会に設けた学部前期課程部会を中心に、教養教育に対する全学的協力体制のもと平成 18 年度から実施される学部前期課程の新しい教育カリキュラムの実施のための詳細を策定する。
 - ・ 平成 18 年度以降の入学者を対象とする新しい進学振分け制度を策定する。
 - 学部後期課程教育
 - ・ 総合大学としての特色を生かし、全学の学部後期課程の講義内容を一冊の冊子にまとめる。
 - 大学院教育
 - ・ 21 世紀 COE プログラムにおける学部・研究科等と附置研究所・センター群との協働をさらに深め、最先端研究を通しての大学院教育を着実に実施する。
 - ・ 新たに設置した専攻での教育・研究を着実に実施する。
 - ・ 国際学術交流や学術研究活動を支援するため、平成 16 年度に設けた「学術研究活動等奨励事業」を着実に実施する。
 - 高度専門職業人教育及び社会人再教育
 - ・ 新たに設置した高度専門職業人教育のためのコースおよび専攻での教育を着実に実施するとともに、さらなる領域の選定も進め、教育プログラムの設定を検討する。
 - ・ 平成 17 年度に工学系研究科に、原子力工学の専門職大学院を開設する。
 - ・ 社会人特別選抜制度を着実に実施する。
 - 教育の成果・効果の検証
 - ・ 学部卒業生、大学院修了者の調査を実施する。
 - ・ 教育評価に必要なデータ構築を開始する。
- #### (2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置
- 入学選抜の基本方針に応じた入学受入れ
 - ・ 平成 18 年度入学者大学案内書を作成する。
 - ・ 大学の個別入学資格について、対象者の範囲の見直しの検討を行う。
 - ・ 平成 16 年度に設けた成績優秀な外国人留学生に対する大学独自の奨励制度を着実に実施する。
 - ・ 平成 18 年度以降の入学者を対象とする新しい進学振分け制度の基本的制度の実施準備を行う。
 - ・ 医学系研究科、数理科学研究科、公共政策学教育部において、特に優れた能力を有する学部学生が、学部課程修了前に大学院へ入学できる制度を実施する。
 - ・ 社会人特別選抜を活用し、社会人入学を推進する。

- 教育目標に応じた教育課程の編成
 - ・ 全学授業カタログを作成する。
 - ・ シラバスの整備とホームページ上での公開を拡充する。
 - ・ 平成 18 年度から実施される学部前期課程の新しい教育カリキュラムに対応する実施組織を整備する。特に、新カリキュラム用の学生支援データベース構築システムを試験運用することにより、その使い方を学生・教職員に周知する。
 - ・ 学部後期課程教育のカリキュラムの構造化と可視化を着実に進め、専門的知識をそれに伴う倫理的諸問題への関心を深めつつ構造的・体系的に獲得できるように促す。
 - ・ 新たに設置された人材養成プログラムを着実に実施するとともに、ダブルメジャー制度等の導入について引き続き検討する。
 - ・ 大学院学生の指導のため、21 世紀 COE プログラム等を活用する。
 - ・ 平成 16 年度に設けた「国際学術交流活動等奨励事業」、「学術研究活動等奨励事業」を着実に実施する。
 - ・ 海外の大学・研究機関と新たに協定を締結することにより、外国人研究者や海外研究機関との交流の活性化を図る。
- 授業形態、学習指導法等
 - ・ e-learning の促進策を検討する。
 - ・ 平成 16 年度に設けた「国際学術交流活動等奨励事業」、「学術研究活動等奨励事業（国外）」を着実に実施する。
 - ・ 専門領域のための語学教育講義やアカデミックライティングの講義を着実に実施する。
 - ・ 引き続き TA 制度を着実に進める。
- 適切な成績評価等の実施
 - ・ 学部教育における公平かつ厳格な成績評価システムを検討する。
 - ・ 修士課程に関して、公平かつ厳格な成績評価システムに関する検討を行う。
 - ・ 修士論文のきめ細かい評価方法について引き続き検討する。
 - ・ 専門職大学院について、成績評価・修了認定の基準を明確化する。
 - ・ 博士論文の内容の要旨と審査結果の要旨を Web 上で公開することを進め、審査基準が的確に適用されていることを明確化する。
 - ・ 現行の総長賞に加え、大学院修士課程において優れた修士論文を執筆した者を対象に、総長研究奨励賞を授与する制度を創設する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 教職員の適切な配置等
 - ・ 障害者雇用率の改善に取り組む。
 - ・ 教職員の一定数を総長裁量により配分する制度を継続し、平成 18 年度当初総長裁量の教職員の配分を行うべく準備する。
 - ・ 附置研究所・センター等の教員の大学院教育への参加を促進するため、関連する専攻と附置研究所・センター等とで新たなカリキュラム構想の検討を行う。
 - ・ 優れた人材を教育支援者として配置する条件を整備するための教育支援のあり方について検討を行う。

- ・ 「教養教育開発機構」を設置する。
- 教育に必要な設備、図書館、博物館、情報ネットワーク等の活用・整備
 - ・ 改修工事に合わせてバリアフリー対策工事を順次実施する。
 - ・ 図書館の協同購入プランである「全学資料購入集中処理システムプラン」を着実に実施する。
- 教育活動の評価及び評価結果による質の改善
 - ・ 学生生活実態調査を実施し、結果を公開する。
 - ・ 「全学授業カタログ」を整備する。カリキュラムに対する学生の要望などの収集を図る。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 学習相談・助言・支援の組織的対応
 - ・ 各学部における相談体制の充実に努める。
- 生活相談・就職支援等
 - ・ 学生生活の質の改善に向けた諸企画を実施するとともに相談体制の拡充に努める。
 - ・ アカデミック・ハラスメントに関する相談に対応する体制を整備する。
 - ・ 定期及び特別健康診断を行い、新規 IC カードを用いた全学統一的な学生の健康管理を推進する。さらに柏支所の充実も図る。
 - ・ 昨年度開始した全学的就職支援方策を継続的に実施するとともに、全学的に行える就職支援方策についてさらなる検討を行う。
- 経済的支援
 - ・ 授業料免除枠の拡充を図ると共に、学術研究活動等奨励事業（国内）を創設する。
- 社会人・外国人留学生
 - ・ 留学生に対する就職支援活動を着実に実施する。
 - ・ 東京大学外国人留学生後援会の活動実績を引き続き把握・評価し、平成 16 年度に設けた成績優秀な外国人留学生に対する大学独自の奨励制度との整合性を検討する。
 - ・ AIKOM プログラムを着実に実施するとともに、AIKOM プログラム 10 年目に当たり、交換留学シンポジウムの開催を検討する。
 - ・ 大学院の選抜において、社会人の受入れを進めるとともに、産学連携を促進する。
- 学生生活支援
 - ・ 学生宿舎、保健体育寮の整備の在り方等について検討する。
 - ・ 柏Ⅱキャンパス総合管理棟及びラグビー場の整備を実施し、学生等が使用できるようにする。
 - ・ 第二食堂のサークル部屋・プールの整備計画の立案、サークル部屋の増設の方策を検討する。
 - ・ 農学部運動場及び代替施設としてのテニスコートの改修整備を推進する。
 - ・ 柏Ⅱキャンパスの造成完了に伴い、引き続き年次計画による整備を推進する。
 - ・ 学生宿舎のあり方について引き続き検討する。
- バリアフリー環境の実現
 - ・ 障害をもつ学生に対する支援を着実に実施する。
 - ・ バリアフリー・モニター会議を開いてサービスの利用者の意見を聞く。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 目指すべき研究の方向性

- ・ COE プログラム推進室の活動をよりきめ細かなものにして充実・強化する。
 - ・ より多くの総長裁量資金枠を確保した上で、さらに体系的な方法に基づいて申請ベースに基づいた資金配分を行う。
 - ・ 本学の研究科・附置研究所の先端研究における連携を図り総合性を発揮する方途の一つとして附置研究所を核とした学内研究ネットワークについて検討を開始するとともに、先端研究を通じた社会貢献の程度を測る基準作りについて検討を開始する。
 - ・ 研究課題採択がより合理的になるよう、採択基準の検討を開始する。また、論文以外の研究成果発表方法についても検討する。
 - ・ 全学的目的を達成するため、萌芽的・先端的研究の育成又は教育・研究の支援を行う。その成果を評価する基準作成について検討を開始する。
 - ・ 大学委員会で各部局の提案を客観的に審査し、総長はこれをもとに優先順位を決めて資源の獲得に努め、獲得した資源を適切に配分する。
 - ・ 新しい分野について独創性に優れた先端的研究のための拠点の形成を図る目的から、創造性と学際性に富んだプロジェクトを各部局から求め、総長裁量による専任の教職員の充当も行うことを内容とする領域創成プロジェクトによる研究を開始する。
- 研究成果の社会への還元
- ・ 本学の基礎研究と学術活動に関する一般社会への情報発信をいっそう強化するため、学外向け広報メディアの充実を進めるとともに、より戦略的な広報活動についても検討を開始する。
 - ・ 産学連携本部において、産学連携研究推進部、事業化推進部の活動を推進し、産業界との連携を促進する。
 - ・ 社会と連携する研究を基礎研究に反映させることに努めるとともに、教育を通じて研究成果を社会に還元するため、最先端の研究成果を教育に活かす方策の検討を進める。
 - ・ 産学連携本部において、受託研究、共同研究契約のマニュアルを整備し、全学的な運用を推進する。
 - ・ 駒場オープンラボラトリーをはじめとするオープンラボラトリー型研究組織の運用と実施をさらに強化する。
- 研究の水準・成果の検証
- ・ 部局等は、適切な時期に研究に関する自己点検を行う。
 - ・ 部局等の研究に関する自己点検の結果の概要を全学的にとりまとめ、公表する。
 - ・ 部局等の個性に応じた自己点検の支援策を講じる。
- (2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置**
- 適切な教員配置
- ・ 全学合計で 160 名分の教員の総長裁量枠を確保し、委員会等の検討に基づいて配分を実施し、新分野の創成並びに既存分野の更新を図る。
 - ・ 高度な技術を担う職員の確保・養成のための具体的方策について検討する。
 - ・ 外国人研究員の受け入れ手続きを改善する。
 - ・ サバティカル研修に関する規程の運用状況を調査する。
- 研究資金の配分システム

- ・ 前年度実績を踏まえた、外部資金間接経費の全学教育研究資金、及び部局配分への振り分け作業を行う上での原則に基づき配分を行う。
- ・ 共同研究、受託研究、奨学寄附金の10%に当たる額を全学教育研究資金の財源の一部とし、先端的・学際的研究領域などに重点的に配分する。
- 研究に必要な設備等の活用・整備
 - ・ 施設等の有効活用に関する指針に基づき、施設の運用規則の制定を進める。また、設備備品等に関する全学的データベースの構築に着手する。
 - ・ (本郷) 総合研究棟(工学系)、(駒場Ⅱ) 駒場オープンラボラトリーを完成し、それぞれ1,200㎡、4,000㎡の共用研究スペースを本年度確保する。そのスペースは、弾力的、流動的に利用可能な「教育研究の一層の活性化を促す空間」として創出する。
 - ・ 附属図書館・総合研究博物館・史料編纂所などにおける資史料・標本の保全及び管理は、専門研究者の知識と技能を活用し、デジタル技術によるデータベースやアーカイブなども視野に入れつつ、行う。また、文化財史料について、保存・活用のための適切な修復を行う。
- 知的財産の創出、取得、管理、活用
 - ・ 知的財産部の活動を推進し、知的財産の有効活用を図る。
 - ・ シンポジウム・セミナー等を開催し、知的資産構築を促進する。
- 研究活動の評価及び評価結果による質の向上
 - ・ 部局等や教員等の活動記録に関してフォーマットを統一した東京大学標準実績データベースを構築する。
 - ・ 自己点検結果を用いた組織評価について、経営協議会などの場を活用し各方面の意見・助言を求める。
- 全国共同研究、学内共同研究等の活性化
 - ・ 研究施設における先端的分野の研究体制がさらに充実するように、その施策について検討する。
 - ・ 共同研究等を行う学外者等に対する安全衛生管理の教育を行う。
 - ・ AGS (Alliance for Global Sustainability) プロジェクト等を推進するとともに、必要に応じ研究センター等の設置を含め研究支援体制の整備を検討する。
 - ・ 全国共同利用システムを充実させるために、研究課題の採択基準の検討を開始する。
 - ・ COE プログラム推進室において、採択されたプロジェクト相互の連携を図る。
 - ・ 柏地区総合研究棟において領域創成プロジェクトによる研究を開始する。
- 中核的研究施設、設備の整備
 - ・ 学内共同利用・全国共同利用を含め、中核的研究施設の設置・整備が積極的に推進されるよう、東京大学として特に重点を置くべき萌芽的・学際的研究分野・領域について引き続き検討する。
- 全国連携・国際連携の拠点となる研究施設の整備
 - ・ 附置研究所、全国共同利用施設、学内共同教育研究施設等を中心とした、全国規模・国際規模での連携研究のための拠点整備について検討する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

- 地域社会等との連携・協力、社会サービス等

- ・ オープンキャンパスの質をいっそう高めるとともに、公開講座、公開シンポジウム、フォーラムなどを着実に実施する。
 - (附属図書館)
 - 充実した特別展示や講演会を行う。
 - (総合研究博物館)
 - 充実した展示を行う。
 - (史料編纂所)
 - 所蔵する貴重史料の展覧会への出陳などを通して、所蔵する史料の公開、学術利用を推進する。
 - (自然科学博物館・美術博物館)
 - 駒場キャンパスの自然科学博物館と美術博物館を「駒場博物館」に統合し、積極的に活動を行う。
- ・ 文部科学省の「農学系外国雑誌センター館」の指定を受けて、農学生命科学図書館が文献提供の拠点機能を維持する。
- ・ 柏図書館から e-dds による文献複写サービス及びノートパソコンの貸出を開始する。
- 産学官連携の推進
 - ・ 産学連携本部や産学連携協議会の活動の推進を図る。
 - ・ 研究成果の移転・活用のため、利益相反に十分配慮しつつ、『東京大学教職員兼業規程』『東京大学教員営利企業役員等兼業・勤務時間内兼業審査委員会規則』の活用を図る。
 - ・ 行政・公的研究機関の政策形成や研究拠点形成等に、個々の教員のみならず制度的に関与する仕組みについて調査検討する。
- 教育研究における国際交流の拡大
 - ・ 平成 16 年度に設置した国際企画室の組織体制を強化する。
 - ・ AGS (Alliance for Global Sustainability) や CCC (東アジア四大学フォーラム) の活動を軸として、海外での国際サマースクールの実施やフォーラムへの参加を通じ、アジア地域の大学・機関に対しても連携を広げる。また、スイス連邦工科大学創立 150 周年記念コロキウムの東京での開催に協力する。
 - ・ 留学生に対する就職支援活動を着実に実施する。
 - ・ オンラインを利用した日本語学習支援システムなど、留学生の多様なニーズに対応できる日本語教育の可能性を引き続き検討する。
 - ・ 北京に開設した「東京大学北京リエゾンオフィス」の体制を整備する。
- (2) 附属病院に関する目標を達成するための措置**
- 診療・経営基盤の強化、組織・業務の改善
 - ・ 執行部のもとで診療運営組織と運営支援組織とが有機的に連携し、病院長のリーダーシップが発揮できるような病院運営を推進する。
 - ・ 診療実績や先進的医療サービスについて、積極的な広報活動を推進する。
 - ・ 入院診療運営部・外来診療運営部・中央診療運営部が連携して、一般病院では行われ難い難病治療や先端治療への取組みを継続して行う。
 - ・ 新しい診断法、治療法の開発や臨床応用の推進を図る。
 - ・ 医療・経営の情報管理・分析の強化を図る。

- ・ 医療の質の評価と向上及び危機管理体制の強化を図る。
- 良質な医療人養成
 - ・ 診療参加型臨床実習（クリニカル・クラークシップ）や、小人数実習（問題基盤型学習、臨床診断実習等）による臨床医学教育の充実を推進する。
 - ・ 卒後臨床研修体制の運用とその内容の充実を図る。
 - ・ 医療従事者の生涯教育、専門医資格等の取得に必要な教育・研修体制の整備を推進する。
- 研究成果の診療への反映や先端的医療の導入
 - ・ 研究を活性化する組織的な体制作りを推進する。
 - ・ 附置研究所附属病院は、医学部附属病院と連携しつつ、その研究成果を社会に還元するために探索的臨床研究と臨床応用の推進を図る。
 - ・ 22世紀医療センター構想を含めた寄付講座の活動や、臨床生命情報学(クリニカル・バイオインフォマティクス)研究ユニットの活動を推進する。
 - ・ 臨床研究の安全確保体制の充実や研究内容の周知・公開を図る。
- 医療従事者等の適切な配置
 - ・ 教育、診療、研究のいずれの機能も発展するように配慮しつつ、医療従事者の柔軟かつ適切な再配置を継続的に行う方策について検討を進める。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

- 中等教育学校のモデル校としての役割
 - ・ 教育学部との密接な連携の下に、教育水準の高度化を目指して協同学習の推進、現職研修のシステム化に着手する。
 - ・ 現行カリキュラムの内部評価のためのアンケート結果に基づいて、現行カリキュラムを効果的に実践するための校内研修体制をつくる。
 - ・ 立ち上げた生徒データ委員会の実質的な運営のためのシステムづくりに着手する。
 - ・ 引き続き、教育学研究科のCOEとの連携を重視し、研究開発研究のまとめを協力関係のもとで行う。また、協同学習の推進、現職研修の指導を教育学研究科から受けて、その実現に向けた努力をする。担当教員からの意見を聴取して、実習の総括を適宜行う。公開研究会の内容の充実を図り、対外的に学校改革のモデルを提示する。
- 学校運営の改善
 - ・ 法人化に伴う組織変更に見合うよう、校務分掌の仕方、意思決定の仕方を改善し、学校長、副校長に関連情報がより集中し、運営が効率化するように工夫する。
 - ・ 前年度立ち上げた学校評議会を定期に開催し、本校の教育活動全般について意見を求める。それを全教職員に周知し、学校運営に反映させる努力をする。
 - ・ 附属学校予算委員会の権限と機能の明確化、予算の合理的な配分と運用を実現する。
 - ・ 他の附属学校との人事交流の協定作りの可能性を探る。東京都教育委員会との人事交流については引き続き折衝する。外部での研修は前年度に引き続き奨励する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- 中枢組織及び企画立案体制の整備
 - ・ 総長の意思決定を支援し各種業務を統括するため、副学長を置く。

- ・ 理事の分掌を定めるとともに、必要に応じ、総長の判断によって柔軟に変更する。
- ・ 全学的な企画立案、資源配分等の調整の支援を行うために、学術調整室、大学委員会等総長室内の組織の活用を図る。
- 業務運営体制の整備
 - ・ 法人化の趣向に合致した大学の運営のため、学内の諸規則・規程の整備を進める。
- 事務組織の編成・機能向上
 - ・ 事務組織の再編成を行う。
 - ・ 事務組織の機能向上を図るため、教員と職員で構成する「室」と課の役割分担を明確にする。
- 部局の運営体制の整備
 - ・ 研究科長、研究所長等の部局長がリーダーシップを発揮することができるように、必要に応じて副研究科長又は副所長を置く。
 - ・ 必要に応じ、部局長の下に、少人数からなる部局運営会議等を置く。
- 各教育研究分野の特性を勘案した効果的な運営費交付金の配分
 - ・ 大学委員会で、各部局の教育研究に関する新規事業を多面的かつ客観的に審査し、総長はこれをもとに優先順位を決めて人件費を含めた学内資源を配分する。
 - ・ 各部局の採用可能な人員数の見直しを通じて総長裁量資源を確保し、優先順位にしたがって再配分する。
 - ・ 各部局の活動成果を反映させる資金配分方法について検討を進める。
- 大学全体の内部監査組織の設置
 - ・ 監査室による内部監査を着実に実施するとともに、監査法人の支援を得て監査業務に従事する職員の専門性向上を図る。
 - ・ 規則等への準拠性に加え、業務の効率性にも配慮した内部監査手法の確立を図る。
 - ・ 監査室の改善提案の実効性を高めるために、全学が改善にかかわる情報を共有できる仕組みを作り、改善状況の把握・確認を図る。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 教育研究組織の見直しの方向性
 - ・ 医工連携、生命科学クラスターなどの横型組織の整備を行うとともに、生物情報科学学部教育特別プログラム、ASNET（東京大学日本・アジアに関する教育研究ネットワーク）等の学際的な試みを進める。
 - ・ 萌芽的な研究や新しい研究分野の開拓に積極的に取り組むためには研究組織のどのような再編・改組や整備が必要となるのかを横型組織も含めて検討する。
 - ・ 平成17年度末に法科大学院（法学政治学研究科法曹養成専攻）の修了者に専門職学位を授与する。
 - ・ 平成17年度末に公共政策学大学院の修了者に専門職学位を授与する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- 柔軟で多様な教員人事の構築
 - ・ 教員採用に関して、『東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程』及び『東京大学における教員の任期に関する規則』の活用を図る。
 - ・ 各部局の教育研究活動、業務運営活動に応じた多面的で多様な任期制の活用を図る。

- ・ 大学委員会で、各部局の研究・教育に関する新規事業を多面的かつ客観的に審査し、中長期的視野から時限的に採用可能な人員数を配分する。
- 柔軟で多様な職員人事の構築
 - ・ 幹部職員の人事においては、複数名の副理事又はこれに相当する者を企業等から受け入れる。また、学内からの登用に関して学内公募を実施する。
 - ・ 関東甲信越地区国立大学法人等職員採用試験を実施するとともに、本学独自の採用試験を実施する。
 - ・ 専門性の高い職種について、試験制度によらない選考採用を実施する。
 - ・ 事務職員人事の改善策を策定し、順次実施する。
- 男女共同参画等の促進
 - ・ 教職員の雇用について男女共同参画を推進するため、『東京大学男女共同参画基本計画』を着実に推進するとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を実施に移す。
 - ・ 障害者雇用率の改善に取り組む。
- 教職員の人材交流の促進
 - ・ 産学連携、多彩な人材確保、学外との人事交流を促進するために教職員の利益相反に関する『セーフ・ハーバー・ルール』、『東京大学教職員兼業規程』の活用を図る。
 - ・ 『東京大学教員の研修に関する規程』『東京大学教員のサバティカル研修に関する規程』『東京大学教職員出向規程』『東京大学教職員の研究業務等に従事する場合の研修出向に関する規程』により、教職員に関して、海外研究機関、国内諸組織との交流を進める。
- 人事評価システムの整備・活用
 - ・ 能力評価・業績評価の方法について検討する。
 - ・ 外部資金で雇用する教職員に関し、いわゆる年俸制の導入が適切と考える部局については、これを導入する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 本部と部局等との機能・役割分担の明確化
 - ・ 業務の見直し・再点検を行い、事務の簡素化・合理化を進める。
 - ・ 事務組織の機能向上を図るため、教員と職員で構成する「室」と課の役割分担を明確にする。
- 電子的事務処理の推進
 - ・ 人事・給与について新しいシステムの導入を検討する。
 - ・ 学務について新しいシステムの導入を検討する。
 - ・ 情報システム室の機能を強化し、情報担当職員の資質向上に取り組む。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 外部資金導入の支援体制の整備
 - ・ 各種競争的資金の公募状況や申請書類の記入方法などについて部局を通じて情報を提供する全学的な支援体制を充実する。
 - ・ 受託研究や共同研究契約の迅速な締結のために契約書雛形を修正し、マニュアル等を整備する。
 - ・ 東京大学基金の[第三の創業・創立 130 周年記念キャンペーン] の開始と基金活用体制を整備する。

- 外部資金導入手続きの効率化
 - ・ 競争的外部資金の公募情報の学内発信を効果的に行う体制を整備する。
 - ・ 科学研究費補助金の電子申請制度の進捗を見ながら、申請を支援するための申請書式の工夫を検討する。
 - ・ 外部資金の獲得を誘引する制度として、獲得した間接経費の一定割合に相当する資金を部局長裁量経費として部局に配分する制度を実施する。
- その他の自己収入
 - ・ 教育研究機能を持つ病院事業について妥当な収入支出の検討を進める。
 - ・ 授業料等の督促方法の改善を検討する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 管理的経費の抑制
 - ・ 全学共通の管理的経費の節減策を実施する。
 - ・ 大学の経常的業務等について、具体的な外部委託案を策定・実施する。
 - ・ 調達方法を見直し、改善された調達方式を実施する。
 - ・ 機器や備品に関しては、一元的な共同利用体制の導入を引き続き検討する。
「移転費」についてマッチング方式による予算配分を行う。
 - ・ 省エネ及び省コストに関するシミュレーションに基づく対策を実施するとともに、さらなる方策について検討する。
 - ・ 決裁手続きの簡素化策を実施する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 現預金の効率的・効果的な管理運用
 - ・ 法人法が定める運用方法の範囲内で競争原理を活かしつつ、積極的に余裕資金の運用を行う。
 - ・ 資金以外の資産についても、収益確保の観点を含め、適切な管理運用方式を検討する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- 自己点検・評価システムの確立
 - ・ 評価担当部門において、評価業務を引き続き推進する。
 - ・ 自己点検・評価システムとして設計した東京大学標準実績データベースを試行する。
 - ・ 東京大学標準実績データベースの活用により、部局と全学の評価作業の同調を図る。
 - ・ 評価支援室で大学評価に関する運營業務を担当し、部局等の負担を軽減する方策をとる。
 - ・ 全学的な自己点検結果・評価結果の公表へ向け、各部局の自己点検評価についての情報を収集する。
- 評価結果の大学運営改善への活用
 - ・ 東京大学標準実績データベースの試行を通じて、部局等の要請に応じ、具体的方策の立案に協力するより効果的な仕組みを検討する。
 - ・ 全学及び部局等の自己点検評価をとりまとめ、役員会で報告する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- 広報体制の強化
 - ・ 広報情報業務の効率化を進めるため、本部広報室の体制を強化する。

- ・ 英文ホームページを改訂するとともに、広報メディア全体の効果的分業を進めるためにメディアの編集を統括する体制を実現する。
- ・ 公開学術講演会と公開講座の内容と実施体制の見直しを行う。
- ・ 北京において、本学の先端的研究活動の成果の周知を図るための UT フォーラムを開催する。
- 総合的学術情報システムの構築
 - ・ ソフトウェアについての知的財産権、著作権に関する規則等のマニュアル作成を進める。
 - ・ 研究者情報や研究成果に関する情報等をデータベース化した東京大学標準実績データベースを試行的に導入する。
- 個人情報保護システムの構築と情報倫理の遵守
 - ・ 東京大学の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規則を整備し、適切な運用を図る。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

- 都心型及び郊外型大学キャンパスにふさわしい環境形成の推進
 - ・ 本学キャンパス敷地の緑化対策を事業年次計画に基づき推進する。
 - ・ キャンパスメインストリート再生整備を引き続き推進する。
 - ・ 建物誘導・案内サインの整備を引き続き推進する。
 - ・ 駒場 I キャンパスのグラウンド砂塵防止対策を推進する。
 - ・ 学生や教職員が集える交流スペースを引き続き本郷・駒場・柏地区に確保する。
- 各キャンパスの土地・施設設備の有効活用
 - ・ ワーキンググループにおいて引き続き本郷地区「整備計画概要」の見直しを図る。
 - ・ 施設マネジメントを行うため、施設の評価システムの体制を整えるとともに策定準備を進める。
 - ・ 全学的、及び各部局における施設の有効活用に係る規則や体制の整備等、より効率的に利用可能となるスペースの運用システムの検討を進める。
 - ・ 大型実験設備の配備状況やその需要についての実態調査を引き続き行う。
- 施設設備の経年による劣化、環境保全、ユニバーサルデザイン化の配慮
 - ・ 既存施設の構造・機能・設備等の定期的な点検と維持保全を事業年次計画に基づき推進する。
 - ・ 手摺、柵等の安全対策や基幹整備等の老朽更新を推進する。
 - ・ 建物耐震対策を推進する。
 - ・ 引き続き環境保全、ユニバーサルデザイン化のための具体的方策を推進する。
- 施設需要等への対応
 - ・ 各地区において、施設整備補助金及び長期借入金を財源として、「整備計画概要」に基づいた施設整備を計画的に推進する。平成 17 年度においては以下の事業の完成を目指す。
 - ・ (医病) 中央診療棟 II 期 SR9-3 30,757 m²
 - ・ (本郷) 工学系総合研究棟 S12-1 28,911 m²
 - ・ (本郷) 薬学系総合研究棟 (II 期) SR10-1 4,000 m²
 - ・ (薬) 本館改修 R5-1 1,830 m²
 - ・ (本郷) 工学部 1 1 号館改修 (耐震補強) R9-2 5,108 m²
 - ・ (駒場 I) 5 号館改修 (耐震補強) R2 2,539 m²

- ・ (駒場Ⅱ) 45号館改修(耐震補強) R5-1 5,373 m²
- ・ 「東京大学における施設等の有効活用に関する指針」に基づく既存施設の点検・評価結果を踏まえ、引き続き共用スペースを確保する。
- ・ 新たな民間活力の積極的導入、地方公共団体等からの寄付受入れの導入等、新手法による施設整備方策の検討を推進する。
- ・ PFI事業として(地震)総合研究棟、(柏)総合研究棟(環境学研究系)、(駒場Ⅰ)駒場コミュニケーション・プラザ(北館)施設を完成するとともに、次に掲げるPFI事業については着実に推進する。
 - ・ (柏)総合研究棟(環境学研究系)施設整備事業
 - ・ (地震)総合研究棟施設整備事業
 - ・ (駒場Ⅰ)駒場コミュニケーション・プラザ施設整備等事業
 - ・ (駒場Ⅱ)駒場オープンラボラトリー施設整備事業
- ・ 施設等の有効活用に関する指針に基づき、引き続き施設整備事業の検討を推進する。
- ・ 補助金適正化法を遵守しながら、施設費補助金と民間出捐金等の合算により施設・設備整備を推進する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 安全管理体制の整備
 - ・ 全学の安全衛生管理室の体制を強化する。
 - ・ 全部局安全衛生管理室長会議を引き続き開催する。
- 学生等を含めた大学構成員の安全管理
 - ・ 安全管理に必要な健康診断・作業環境測定・定期自主検査・作業場の巡視等を計画的に実施する。
 - ・ 薬品管理システムを導入して、安全管理に関する情報を把握する。
 - ・ 安全衛生対策工事を実施した部屋のフォローアップを行う。
 - ・ 作業場巡視と連携し安全対策の継続的な実施を行う。
 - ・ 有害な実験廃液は回収し、環境安全研究センターにおいて適切に処理する。一般廃棄物は、分別収集によりリサイクルを推進する。
 - ・ 安全マニュアルを策定し、安全教育のカリキュラム化を検討し、かつ、安全講習会を計画的に開催する。安全衛生に関する情報収集及び広報活動と、計画的な訓練を行う。
 - ・ 英語版安全マニュアルを引き続き作成する。
- キャンパスの総合的な安全管理
 - ・ ハザードマップに基づき安全対策を計画的に実施する。
 - ・ 給水配管、ガス配管及び電気・通信設備の老朽調査を行い、その更新整備を計画的に実施する。

VI 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額
 - 232億円
- 2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び予見できなかった不測の事態の発生等により、緊急に支出する必要が生じた際に借り入れすることが想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

平成17年度期間における重要な財産の譲渡については、想定していない。

医学部附属病院における建物新営工事及び、病院特別医療機械の整備に必要となる経費の長期借入に伴い、本学医学部附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。

また、医科学研究所附属病院における病院特別医療機械の整備に必要となる経費の長期借入に伴い、本学医科学研究所附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。

IX 剰余金の使途

当該年度の決算において剰余金が生じた場合は、全学的な観点に立ち、本学の教育研究の質の向上及び組織運営の改善のための経費に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・本郷団地総合研究棟（工学）	総額 10,008	施設整備費補助金（4,262）
・本郷団地総合研究棟（医学）		船舶建造費補助金（0）
・附属病院中央診療棟		
・医病基幹・環境整備		長期借入金（3,437）
・病院特別医療機械		
・小規模改修		
・（柏）総合研究棟（環境学研究系） 施設整備事業（PFI）		国立大学財務・経営センター施設費交付金 （179）
・（地震）総合研究棟 施設整備事業（PFI）		
・（駒場Ⅱ）駒場オープン・ラボラ トリー施設整備事業（PFI）		民間出えん金（寄附） （2,130）
・薬学部総合研究棟（寄附）		
・22世紀医療センター施設（寄附）		

注）金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

（1）雇用方針

- ・各部局の教育研究活動、業務運営活動に応じた多面的で多様な任期制の活用を図る。
- ・各部局の採用可能な人員数の見直しを通じて総長裁量資源を確保し、優先順位にしたがって再配分する。

- ・ 教職員の雇用について男女共同参画を推進するため、『東京大学男女共同参画基本計画』を着実に推進するとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を実施に移す。
- ・ 教員採用に関して、『東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程』の活用を図る。
- ・ 関東甲信越地区国立大学法人等職員採用試験を実施するとともに、本学独自の採用試験を実施する。
- ・ 専門性の高い職種について、試験制度によらない選考採用を実施する。
- ・ 障害者雇用率の改善に取り組む。

(2) 人事育成方針

- ・ 能力評価・業績評価の方法について検討する。
- ・ 高度な技術を担う職員の確保・養成のための具体的方策について検討する。

(3) 人材交流

- ・ 『東京大学教員の研修に関する規程』『東京大学職員のサバティカル研修に関する規程』『東京大学教職員出向規程』『東京大学教職員の研究業務等に従事する場合の研修出向に関する規程』により、教職員に関して、海外研究機関、国内諸組織との交流を進める。

(参考1) 平成17年度の常勤職員数 6,652人
また、任期付職員数の見込みを 710人とする。

(参考2) 平成17年度の人件費総額見込 77,543百万円

(別紙) 予算(人件費の見積りを含む。)収支計画及び資金計画

(別表) 学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数